



特集 松坂城跡周辺地区の景観まちづくり

※藍の縞模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です

令和6年10月
発行

もっともっと松阪市の景観を好きになってほしい！

松阪市では、美しく豊かな景観をかけがえのない市民の「共通資産」として次の世代へ引き継ぎ、誇りと愛着の持てる住みよいまちを実現するため、松阪市景観計画を進めています。

そして、歴史的なまちなみが多く残っている地域を重点地区※に指定し、市民、事業者、行政が一体となって協力しあうことにより、まちなみの保全に努めていきたいと考えています。

この「まつさか景観まちづくり通信」は、地区住民の方々による景観まちづくり活動や取り組みなどをご紹介します。市民の皆さんに美しく豊かな本市の景観や歴史的まちなみにあらためて気づいていただき、「みんなで一緒に歩む景観まちづくり」を目指していくとの想いで発行するものです。

松坂城跡周辺地区のまちなみの特徴

松坂城跡周辺地区は、屋敷地の境界に植栽された槇垣などの生垣や、生垣越しに楽しめる前庭の植栽、屋敷の門構えが特徴となり、閑静で緑豊かなまちなみが広がっています。槇垣は特に好まれる生垣の一つであり、その理由は槇の木が豊かに水を含み、火を防ぐことができるためとされています。

この地域には、松坂城跡の東側にあたる場所に御殿番屋敷や同心町があり、19世紀中期の武家屋敷が点在し、周囲には生垣が巡らされています。このような景観は、地域を代表する文化的な特徴であり、日本の伝統や風情を象徴するものです。当時の人々の知恵と技術が息づく美しい景観は、現在でもその価値を感じさせてくれます。

しかし、近年の生活様式の変化により、この地域の特徴的な建築物や槇垣のあるまちなみに変化が見られます。この特徴あるまちなみを守るため、松阪市では景観計画に基づき、景観重点地区に指定し、景観形成基準を運用しており、地域住民と行政が協力して特徴あるまちなみ保全に努めています。

松阪市では、槇垣の保存を支援するため、補助金を提供しています。地域の皆様には、この補助金を活用し、貴重な文化的景観を次世代に受け継いでいくためのご協力をお願いします。



※：重点地区とは：住民と行政が一緒になり、地区の美しいまちなみを守り、「将来に引き継いでいくため、市の景観計画に位置づけられた地区」のことをいう。

令和3年9月1日より生垣（槇垣等）への支援を開始しております。

松阪市では、美しく豊かな景観を次世代に承継し、まちづくり活動につなげることを期待して、景観計画を運用しています。こうした中、松坂城跡周辺地区では重点地区制度を運用し、『まちなみルールの手引き』に基づき、槇垣などの生垣と生垣越しに楽しめる前庭の植栽、屋敷の門構えが特徴となる、閑静で緑豊かなまちなみの保全を、地区住民と松阪市が一緒になり進めてきました。

本地区の閑静で緑豊かなまちなみを、将来にわたり地区の財産として守られていくよう、「緑化」の項目につきまして、補助金の対象となる修景基準を設けることとしました。

令和3年9月1日より、『まちなみルールの手引き』の改定版を運用していますので、地区住民の皆様にお知らせいたします。

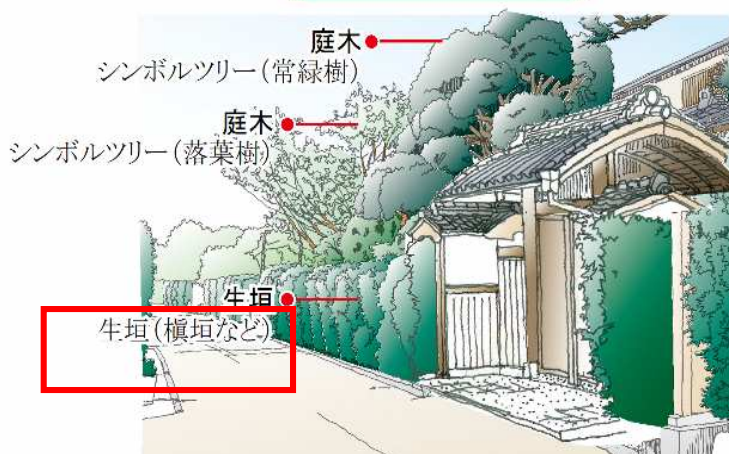
『まちなみルールの手引き』の改定（R3.9.1～）

『景観形成基準（まちなみルールの手引き）』に「緑化」に係る生垣の連続性の配慮事項を設けることで、生垣（槇垣等）を補助金交付対象としています。

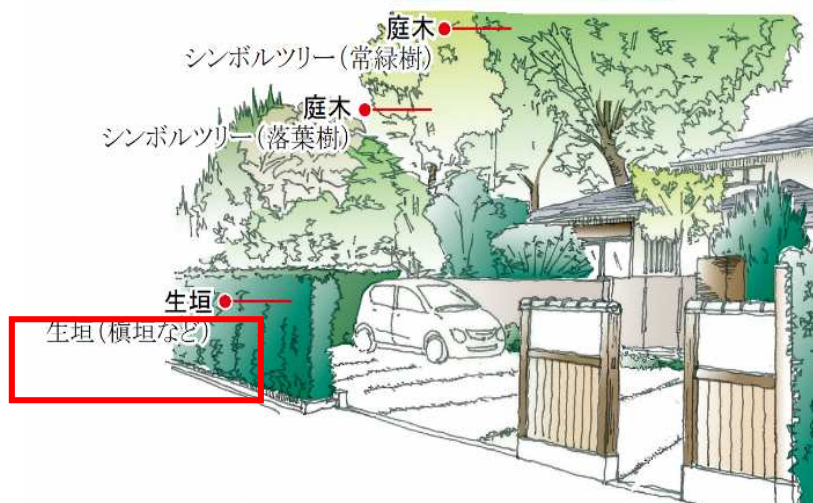
閑静で緑豊かなまちなみ保全に向けて、ぜひご活用ください。



武家屋敷型建築物



修景型建築物



生垣(塙垣)の保全について

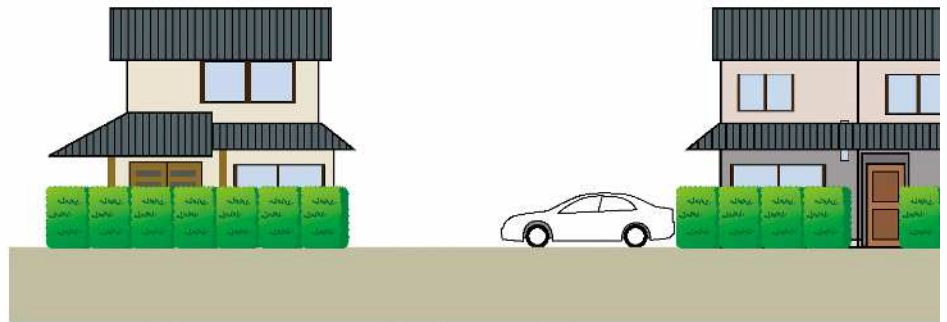


生垣(塙垣等)を新たに設ける場合で修景基準を満たした場合「松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金」の活用が見込めますのでご相談ください。

※『基本基準』

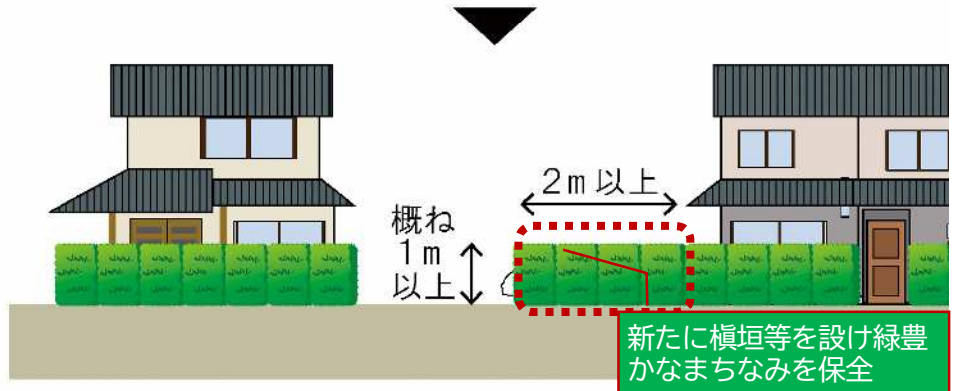
- ・敷地内にはできる限り多くの樹木を植栽し、緑豊かで落ち着きを感じられる外観とする。
- ・道路に面して塙等を設ける場合は、生垣等にするなど、緑豊かなまちなみの連続性に配慮する。
- ・樹木は出来る限り伐採せず、植栽については、周辺のまちなみへの影響に配慮する。

※「基本基準」とは地区内の全ての所有者に適用される基準、「修景基準」とは積極的に、魅力ある景観形成に取り組む所有者に適用される基準(補助金対象)をいいます。



※『修景基準』

- ・道路に面して敷地境界沿いに生垣(塙垣等)を連続して植栽し、歴史的まちなみが連続するよう配慮する。
- ・植栽する生垣(塙垣等)の長さは2m以上、樹高は概ね1m以上とし、歴史的まちなみとの調和を図る。



松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金 「駐車場等の外構修景整備」に係る補助対象基準

【補助対象基準】

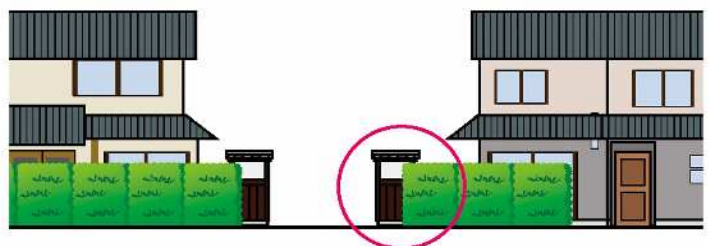
道路沿いの外構(塙、生垣(塙垣等)や工作物(門等)を景観形成基準(修景基準)に基づき、歴史的まちなみへ調和させるため修景整備するもの。(外構のみを整備する場合に適用、同一敷地内で建築物と一体で整備する外構は歴史的建造物及び一般建造物に含まれる。)

※修景する部分の基準に該当することを基本とします。

【補助限度額】

1/2以内かつ45万円以内

※ただし、1万円未満の維持工事費は補助対象外とします。



重点地区における補助金制度について

松阪市の重点地区においては、歴史的まちなみの保全に向け、建築物や工作物を修景する場合にも、まちなみ保全に関する行政支援として、補助金を活用していただけます。

令和5年度に歴史的まちなみ等修景整備事業補助金の要綱改正を行い、自治会及びまちなみ保存会などが行う外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費についても補助対象になりました。

これにより、建物の簡易な修繕、塀の柿渋塗りなども補助の対象とすることができます。

詳細は、都市計画課にお気軽にお問合せください。

歴史的まちなみ等修景整備事業補助金制度(抜粋)

対象	対象行為	補助率	限度額
一般 建造物	外観を景観形成基準(修景基準)により全体修景した部分に係る経費	1/2 以下	150 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)により部分修景した部分に係る経費	1/2 以下	75 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費	1/2 以下	5 万円
駐車場等 の外構 修景整備	道路沿いの外構(塀、生垣)や工作物(門等)を景観形成基準(修景基準)に基づき、歴史的まちなみへ調和させるため修景整備する経費。(外構のみを整備する場合に適用、同一敷地内で建築物と一体で整備する外構は歴史的建造物及び一般建造物に含まれる)	1/2 以下	45 万円

補助金活用

魅力ある“まちなみ”が形成されます！（過去の例）

修景前



修景後



修景前



修景後



発行：松阪市都市計画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 TEL:0598-53-4166 FAX:0598-26-9118

E-mail:tos.div@city.matsusaka.mie.jp

ホームページ:https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/keikan-matsusaka.html